

職員の処分について

職員の処分をしましたので、お知らせいたします。本件につきまして、関係者並びに市民の皆様に御迷惑をお掛けし、深くお詫び申し上げます。

「職員の盗撮未遂」に係る処分

項 目	内 容
処分を受けた職員	消防局警防部副主幹（58歳）
事 案 の 概 要	当該職員は、令和7年1月25日（土）午後3時頃、東京都町田市の百貨店のエスカレーターにおいて、前方にいた女性のスカート内をスマートフォンで撮影しようとしたところ、同女性に気づかれ逃走し、直後に盗撮の疑いで警察官に確保された後、逮捕されたもの。 その後、被害者と示談が成立するとともに、「性的姿態等撮影未遂被疑事件」として、令和7年3月6日（木）に不起訴処分となった。
処 分 の 内 容	停職5か月
処 分 年 月 日	令和7年5月19日

問合せ先
消防総務課
直通電話 042-751-9105
対応責任者 野崎